資料３

２０２０年１月３１日

食品衛生分科会

文書による報告事項
に関する資料

（３）文書による報告事項

① 食品添加物公定書追補の作成のための、食品添加物の規格基準の改正について‥1

② 既存添加物名簿からの消除予定添加物について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３

③ 食品中の農薬等の残留基準の設定について
・文書による報告事項の概要‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥7
・ジフェノコナゾール（インポートトレランス申請及び収穫後の農作物への使用を考慮した基準値の見直し）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥8
・チフルザミド（畜産物の基準値設定）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１５
・ピカルブトラゾクス（適用拡大申請）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥１８
・ピリダリル（適用拡大申請・魚介類への基準値設定）‥‥‥‥‥‥‥‥‥２０
・ブプロフェジン（適用拡大申請）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥２４
・プロチオコナゾール（インポートトレランス申請）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３０
・ベンチアバリカルブイソプロピル（適用拡大申請）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３４

食品添加物公定書追補の作成のための、食品添加物の規格基準の改正について

報告事項	概要	食品安全委員会における 食品健康影響調査
食品、添加物等の規格基準のアセト酢酸エチルの添加物としての成分規格の改正 （別紙）	指定添加物「アセト酢酸エチル」に係る成分規格について、純度試験　酸価を「5.0 以下（香料試験法）」から「5.0 以下（香料試験法）　ただし、指示薬には、ブロモクレゾールパープル試液を用い、指示薬を用いる場合の終点は、液の黄色が青紫色に変わるときとする。」へ改正する。	食品安全基本法第 11 条第１項第２号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。（令和元年８月６日付け評価結果通知） 【指定添加物「アセト酢酸エチル」の成分規格について、純度試験の改正を行うことについて】 一般試験法で規定された操作法との整合を目的としたものである。したがって、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

（別紙）

答申（案）

アセト酢酸エチルの添加物としての成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

成分規格（案）

アセト酢酸エチル

純度試験　酸価　5.0 以下（香料試験法）　ただし、指示薬には、ブロモクレゾールパープル試液を用い、指示薬を用いる場合の終点は、液の黄色が青紫色に変わるときとする。

試薬・試液等

１．試薬・試液

ブロモクレゾールパープル　$C_{21}H_{16}Br_2O_5S$　〔K8841、特級〕［115－40－2］

ブロモクレゾールパープル試液　ブロモクレゾールパープル 50mg をエタノール（95）100mL に溶かし、必要な場合には、ろ過する。

既存添加物名簿からの消除予定添加物について

報告事項	概要	食品安全委員会における食品健康影響調査
食品、添加物等の規格基準中、既存添加物１品目（香辛料抽出物（チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。））の製造基準からの削除 （別紙）	今般、既存添加物９品目を「既存添加物名簿」から消除することとしている。 消除対象となっている既存添加物のうち、「香辛料抽出物（チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。）」については、食品衛生法第 11 条第１項に基づく「食品、添加物等の規格基準」において製造基準が定められていることから、消除にあわせて当該基準を削除する。	食品安全基本法第 11 条第１項第１号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。（令和元年９月 10 日）

（別紙）

（下線部：改正部分）

E　製造基準

改正後	改正前
ウコン色素、オレガノ抽出物、オレンジ色素、カラシ抽出物、カンゾウ抽出物、カンゾウ油性抽出物、クチナシ黄色素、クローブ抽出物、香辛料抽出物、ゴマ油不けん化物、シソ抽出物、ショウガ抽出物、精油除去ウイキョウ抽出物、セイヨウワサビ抽出物、セージ抽出物、タマネギ色素、タマリンド色素、タンニン（抽出物）、トウガラシ色素、トウガラシ水性抽出物、ニガヨモギ抽出物、ニンジンカロテン、ローズマリー抽出物及び天然香料（アサノミ、アサフェチダ、アジョワン、アニス、アンゼリカ、ウイキョウ、ウコン、オールスパイス、オレガノ、オレンジピール、カショウ、カッシア、カモミール、カラシナ、カルダモン、カレーリーフ、カンゾウ、キャラウェー、クチナシ、クミン、クレソン、クローブ、ケシノミ、ケーパー、コショウ、ゴマ、コリアンダー、サッサフラス、サフラン、サボリー、サルビア、サンショウ、シソ、シナモン、シャロット、ジュニパーベリー、ショウガ、スターアニス、スペアミント、セイヨウワサビ、セロリー、ソーレル、タイム、タマネギ、タマリンド、タラゴン、チャイブ、ディル、トウガラシ、ナツメグ、ニガヨモギ、ニジェラ、ニンジン、ニンニク、バジル、パセリ、ハッカ、バニラ、パ	ウコン色素、オレガノ抽出物、オレンジ色素、カラシ抽出物、カンゾウ抽出物、カンゾウ油性抽出物、クチナシ黄色素、クローブ抽出物、香辛料抽出物、ゴマ油不けん化物、シソ抽出物、ショウガ抽出物、精油除去ウイキョウ抽出物、セイヨウワサビ抽出物、セージ抽出物、タマネギ色素、タマリンド色素、タンニン（抽出物）、トウガラシ色素、トウガラシ水性抽出物、ニガヨモギ抽出物、ニンジンカロテン、ローズマリー抽出物及び天然香料（アサノミ、アサフェチダ、アジョワン、アニス、アンゼリカ、ウイキョウ、ウコン、オールスパイス、オレガノ、オレンジピール、カショウ、カッシア、カモミール、カラシナ、カルダモン、カレーリーフ、カンゾウ、キャラウェー、クチナシ、クミン、クレソン、クローブ、ケシノミ、ケーパー、コショウ、ゴマ、コリアンダー、サッサフラス、サフラン、サボリー、サルビア、サンショウ、シソ、シナモン、シャロット、ジュニパーベリー、ショウガ、スターアニス、スペアミント、セイヨウワサビ、セロリー、ソーレル、タイム、タマネギ、タマリンド、タラゴン、チャイブ、チャービル、ディル、トウガラシ、ナツメグ、ニガヨモギ、ニジェラ、ニンジン、ニンニク、バジル、パセリ、ハッ

プリカ、ヒソップ、フェネグリーク、ペパーミント、ホースミント、マジョラム、ミョウガ、ラベンダー、リンデン、レモングラス、レモンバーム、ローズ、ローズマリー、ローレル又はワサビから得られた物に限る。以下この項において同じ。） 　ウコン色素、オレガノ抽出物、オレンジ色素、カラシ抽出物、カンゾウ抽出物、カンゾウ油性抽出物、クチナシ黄色素、クローブ抽出物、香辛料抽出物、ゴマ油不けん化物、シソ抽出物、ショウガ抽出物、精油除去ウイキョウ抽出物、セイヨウワサビ抽出物、セージ抽出物、タマネギ色素、タマリンド色素、タンニン（抽出物）、トウガラシ色素、トウガラシ水性抽出物、ニガヨモギ抽出物、ニンジンカロテン、ローズマリー抽出物及び天然香料を製造し、又は加工する場合には、次の表に掲げるもの以外の溶媒を使用して抽出してはならない。さらに、メタノール及び２－プロパノールにあっては 50μg/g、アセトンにあっては 30μg/g、ジクロロメタン及び１，１，２－トリクロロエテンにあってはその合計量が 30μg/g、ヘキサンにあっては 25μg/g を、それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。	カ、バニラ、パプリカ、ヒソップ、フェネグリーク、ペパーミント、ホースミント、マジョラム、ミョウガ、ラベンダー、リンデン、レモングラス、レモンバーム、ローズ、ローズマリー、ローレル又はワサビから得られた物に限る。以下この項において同じ。） 　ウコン色素、オレガノ抽出物、オレンジ色素、カラシ抽出物、カンゾウ抽出物、カンゾウ油性抽出物、クチナシ黄色素、クローブ抽出物、香辛料抽出物、ゴマ油不けん化物、シソ抽出物、ショウガ抽出物、精油除去ウイキョウ抽出物、セイヨウワサビ抽出物、セージ抽出物、タマネギ色素、タマリンド色素、タンニン（抽出物）、トウガラシ色素、トウガラシ水性抽出物、ニガヨモギ抽出物、ニンジンカロテン、ローズマリー抽出物及び天然香料を製造し、又は加工する場合には、次の表に掲げるもの以外の溶媒を使用して抽出してはならない。さらに、メタノール及び２－プロパノールにあっては 50μg/g、アセトンにあっては 30μg/g、ジクロロメタン及び１，１，２－トリクロロエテンにあってはその合計量が 30μg/g、ヘキサンにあっては 25μg/g を、それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。
亜酸化窒素 アセトン エタノール	亜酸化窒素 アセトン エタノール

グリセリン	グリセリン
酢酸エチル	酢酸エチル
酢酸メチル	酢酸メチル
ジエチルエーテル	ジエチルエーテル
シクロヘキサン	シクロヘキサン
ジクロロメタン	ジクロロメタン
食用油脂	食用油脂
１，１，１，２－テトラフルオロエタン	１，１，１，２－テトラフルオロエタン
１，１，２－トリクロロエテン	１，１，２－トリクロロエテン
二酸化炭素	二酸化炭素
１－ブタノール	１－ブタノール
２－ブタノール	２－ブタノール
２－ブタノン	２－ブタノン
ブタン	ブタン
１－プロパノール	１－プロパノール
２－プロパノール	２－プロパノール
プロパン	プロパン
プロピレングリコール	プロピレングリコール
ヘキサン	ヘキサン
水	水
メタノール	メタノール

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
ジフェノコナゾール（農薬/殺菌剤） （別紙１）	インポートトレランス申請及び収穫後の農作物への使用を考慮した基準値の見直し	農薬：てんさい、だいず等	ADI:0.0096 mg/kg 体重/日 ARfD:0.25 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体(1 歳以上)　31.9% 幼小児（1～6 歳）　70.2% 妊婦　28.1% 高齢者（65 歳以上）　34.4% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
チフルザミド（農薬/殺菌剤） （別紙２）	畜産物への基準値設定依頼	農薬:稲、だいず等	ADI:0.014 mg/kg 体重/日 ARfD:0.25 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体(1 歳以上)　40.0% 幼小児（1～6 歳）　71.6% 妊婦　26.2% 高齢者（65 歳以上）　43.0% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ピカルブトラゾクス（農薬/殺菌剤） （別紙３）	適用拡大申請	農薬：みょうが、しょうが等	ADI:0.023 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体(1 歳以上)　20.6% 幼小児（1～6 歳）　29.7% 妊婦　20.4% 高齢者（65 歳以上）　24.5%
ピリダリル(農薬/殺虫剤) （別紙４）	適用拡大申請・魚介類への基準値設定	農薬：キャベツ、はくさい等	ADI:0.028 mg/kg 体重/日 ARfD: 設定の必要なし	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体(1 歳以上)　39.0% 幼小児（1～6 歳）　56.5% 妊婦　36.4% 高齢者（65 歳以上）　48.7%
ブプロフェジン（農薬/殺虫剤） （別紙５）	適用拡大申請	農薬:稲、小麦等	ADI:0.009 mg/kg 体重/日 ARfD:0.5 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体(1 歳以上)　40.0% 幼小児（1～6 歳）　77.4% 妊婦　38.4% 高齢者（65 歳以上）　42.2% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
プロチオコナゾール（農薬/殺菌剤） （別紙６）	インポートトレランス申請	農薬：登録されていない	ADI: 0.011 mg/kg 体重/日 ARfD:1 mg/kg 体重（国民全体の集団） ARfD:0.02 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体(1 歳以上)　11.5% 幼小児（1～6 歳）　26.5% 妊婦　11.4% 高齢者（65 歳以上）　11.5% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ベンチアバリカルブイソプロピル(農薬/殺菌剤) （別紙７）	適用拡大申請	農薬：だいず、ばれいしょ等	ADI:0.069 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体(1 歳以上)　9.7% 幼小児（1～6 歳）　18.0% 妊婦　9.9% 高齢者（65 歳以上）　10.5%

（別紙1）

農薬名　ジフェノコナゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2		0.07	0.2	韓国	【0.02,0.04,0.05（韓国）】
小麦	0.1	0.1		0.02	0.1	米国	【<0.01(n=28)(米国)】
大麦	0.1	0.1			0.1	米国	【<0.01(n=9)(米国)】
とうもろこし	0.01	0.01		0.01			
大豆	0.2	0.1	○・IT	0.1	0.15	米国	【<0.01～0.152(n=20)(米国)】
小豆類	0.2	0.05	IT	0.05	0.2	米国	【米国豆類(Dry bean)(<0.01～0.036(n=8))、豆類(Dry pea)(<0.01～0.14(n=5))、ひよこ豆(<0.01～0.032(n=3))】
えんどう	0.2	0.2	IT	0.15	0.2	米国	【米国小豆類参照】
そら豆	0.2	0.05	IT	0.05	0.2	米国	【米国小豆類参照】
らっかせい	0.01	0.01		0.01			
その他の豆類	0.2	0.2	IT	0.15	0.2	米国	【米国小豆類参照】
ばれいしょ	4	0.2		4			収穫後使用に係る作物残留試験成績に基づき設定
てんさい	0.3	0.3	○	0.2			0.06(#),0.09(#)
西洋わさび	0.4	0.4			0.4	EU	【EUにんじん(<0.02～0.28(n=16))】
キャベツ	2	2	○	2			
芽キャベツ	2	2		2			
カリフラワー	2	2		2			
ブロッコリー	2	2		2			
その他のあぶらな科野菜	2	2		2			
サルシフィー	0.4	0.4			0.4	EU	【EUにんじん参照】
アーティチョーク	2	2		1.5			
チコリ	0.08	0.08					【EUチコリ(<0.01～0.04(#)(n=4))】
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2		2			
その他のきく科野菜	0.6	0.6			0.6	EU	【EUチコリの根(0.09～0.32(#)(n=4))】
たまねぎ	0.2	0.2		0.1	0.20	米国	【<0.01～0.09(n=8)(米国)】
ねぎ（リーキを含む。）	6	6		0.3	6.0	米国	【2.5,2.9,4.8(米国)】
にんにく	0.2	0.2		0.02	0.20	米国	【米国たまねぎ参照】
アスパラガス	0.5	0.5	○	0.03			0.14,0.17
その他のゆり科野菜	9	9		9			
にんじん	0.5	0.2	IT	0.2	0.5	米国	【0.0101～0.203(n=8)(米国)】
パセリ	25	25	○				6.82,17.7($)
セロリ	10	10	○	3			1.74,3.46($)
その他のせり科野菜	0.5	0.5		0.5			
トマト	0.6	0.6	○	0.6			
ピーマン	2	2	○	0.6			0.32,0.53($)
なす	0.6	0.6	○	0.6			
その他のなす科野菜	1	1		0.9	1.0	韓国	【韓国とうがらし(0.25,0.45,0.57)】
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7	○	0.2	0.70	米国	【<0.01～0.20(n=12)(米国)】
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7	○	0.2	0.70	米国	【米国サマーシュカッシュ(<0.01～0.06(n=10))】
すいか		0.1	○				
すいか（果皮を含む。）	0.2		○	0.02			0.04,0.04,0.06
メロン類果実		0.05	○				
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7		○	0.7			
オクラ	0.6	0.6		0.6			
しょうが	0.05	0.05	○				<0.01,0.01,0.01
未成熟えんどう	0.7	0.7		0.7			
未成熟いんげん	0.7	0.7		0.7			
その他の野菜	0.7	0.7		0.7			

農薬名　ジフェノコナゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.6			0.6			
なつみかんの果実全体	0.6	0.6		0.6			
レモン	0.6	0.6		0.6			
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.6	0.6		0.6			
グレープフルーツ	0.6	0.6		0.6			
ライム	0.6	0.6		0.6			
その他のかんきつ類果実	0.6	0.6		0.6			
りんご	0.8	0.8	○	0.8(*)			
日本なし	0.8	0.8	○	0.8(*)			
西洋なし	0.8	0.8	○	0.8(*)			
マルメロ	0.8	0.8	○	0.8(*)			
びわ		0.2	○				
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	1		○	0.8(**)			0.17,0.44
もも		0.2	○				
もも（果皮及び種子を含む。）	1		○	0.5			0.35,0.42
ネクタリン	0.7	0.7	○	0.5			0.2,0.3
あんず（アプリコットを含む。）	1	1	○				0.4,0.5
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3	○	0.2			<0.1,0.1
うめ	3	3	○				0.42,1.16($)
おうとう（チェリーを含む。）	3	3	○	0.2			0.30,1.33($)
いちご	2	2	○	2			
ブルーベリー	4	4		4			
ぶどう	4	4		3	4	カナダ	【0.12～1.8(n=12)(カナダ)】
かき	0.8	0.7	○	0.8(**)			
バナナ	0.1	0.1		0.1			
パパイヤ	0.2	0.2		0.2			
アボカド	0.6	0.6		0.6			
マンゴー	0.07	0.07		0.07			
パッションフルーツ	0.05	0.05		0.05			
その他の果実	2	2		2			
ひまわりの種子	0.02	0.02		0.02			
ごまの種子	0.1	0.1			0.1	カナダ	【カナダなたね(<0.01～0.081(n=13))】
なたね	0.2	0.2		0.15			
その他のオイルシード	0.1	0.1			0.1	カナダ	【カナダなたね参照】
ぎんなん	0.03	0.03		0.03			
くり	0.03	0.03		0.03			
ペカン	0.03	0.03		0.03			
アーモンド	0.03	0.03		0.03			
くるみ	0.03	0.03		0.03			
その他のナッツ類	0.03	0.03		0.03			
茶	15	15	○				5.31,7.87(荒茶)
コーヒー豆	0.01	0.01		0.01			
その他のスパイス	0.6	0.6			0.60	米国	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ(0.08～1.28(n=24))】
その他のハーブ	35	35			35	米国	【米国からしな(3.2～14(n=5))】
牛の筋肉	0.2	0.2					【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	0.2	0.2					【豚の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2					【その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪参照】
牛の脂肪	0.2	0.2		0.2			
豚の脂肪	0.2	0.2		0.2			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.2			

農薬名　ジフェノコナゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
牛の肝臓	2	2		1.5			
豚の肝臓	2	2		1.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	2		1.5			
牛の腎臓	2	2		1.5			
豚の腎臓	2	2		1.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2		1.5			
牛の食用部分	2	2		1.5			
豚の食用部分	2	2		1.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	2		1.5			
乳	0.02	0.02		0.02			
鶏の筋肉	0.01	0.01					【鶏の脂肪参照】
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01					【その他の家きんの脂肪参照】
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01			
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01			
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01			
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01			
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01			
鶏の卵	0.03	0.03		0.03			
その他の家きんの卵	0.03	0.03		0.03			
とうがらし(乾燥させたもの)	5	5		5			

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○:既に、国内において農薬登録のあるもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
($):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
(*) 2018年に設定された国際基準（4 ppm）はポストハーベストとして設定されているため参照せず、2014年の国際基準（0.8 ppm）を参照した現行の基準値を維持する。
(**) 2018年に設定された国際基準（4 ppm）はポストハーベストとして設定されているため、2014年の国際基準（0.8 ppm）を記載した。

答申（案）

ジフェノコナゾール

今回基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあってはジフェノコナゾールのみをいい、畜産物にあってはジフェノコナゾール及び代謝物D【1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタノール】をジフェノコナゾールに換算したもののを和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.2
小麦	0.1
大麦	0.1
とうもろこし	0.01
大豆	0.2
小豆類[注1)]	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
らっかせい	0.01
その他の豆類[注2)]	0.2
ばれいしょ	4
てんさい	0.3
西洋わさび	0.4
キャベツ	2
芽キャベツ	2
カリフラワー	2
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜[注3)]	2
サルシフィー	0.4
アーティチョーク	2
チコリ	0.08
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2
その他のきく科野菜[注4)]	0.6
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	6
にんにく	0.2
アスパラガス	0.5
その他のゆり科野菜[注5)]	9
にんじん	0.5
パセリ	25
セロリ	10
その他のせり科野菜[注6)]	0.5
トマト	0.6
ピーマン	2
なす	0.6

食品名	残留基準値 ppm
その他のなす科野菜[注7)]	1
きゅうり（ガーキンを含む。） かぼちゃ（スカッシュを含む。） すいか（果皮を含む。） メロン類果実（果皮を含む。）	0.7 0.7 0.2 0.7
オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん	0.6 0.05 0.7 0.7
その他の野菜[注8)]	0.7
みかん（外果皮を含む。） なつみかんの果実全体 レモン オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実[注9)]	0.6 0.6 0.6 0.6 0.6 0.6 0.6
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.8 0.8 0.8 0.8 1
もも（果皮及び種子を含む。） ネクタリン あんず（アプリコットを含む。） すもも（プルーンを含む。） うめ おうとう（チェリーを含む。）	1 0.7 1 0.3 3 3
いちご ブルーベリー	2 4
ぶどう かき	4 0.8
バナナ パパイヤ アボカド マンゴー パッションフルーツ	0.1 0.2 0.6 0.07 0.05
その他の果実[注10)]	2
ひまわりの種子 ごまの種子 なたね その他のオイルシード[注11)]	0.02 0.1 0.2 0.1

食品名	残留基準値 ppm
ぎんなん	0.03
くり	0.03
ペカン	0.03
アーモンド	0.03
くるみ	0.03
その他のナッツ類[注12)]	0.03
茶	15
コーヒー豆	0.01
その他のスパイス[注13)]	0.6
その他のハーブ[注14)]	35
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注15)] の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	2
豚の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
豚の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分[注16)]	2
豚の食用部分	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.02
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん[注17)] の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.03
その他の家きんの卵	0.03
とうがらし（乾燥させたもの）	5

注1）「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
注2）「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
注3）「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
注4）「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
注5）「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
注6）「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
注7）「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
注8）「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
注9）「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
注10）「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
注11）「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
注12）「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
注13）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
注14）「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
注15）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
注16）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
注17）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

（別紙2）

農薬名　　チフルザミド

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）	1	1	○				0.48,0.48(¥)
大豆	0.01		○				<0.01,<0.01
ばれいしょ	0.01	0.05	○				<0.01,<0.01
てんさい	0.01	0.05	○				<0.01,<0.01
その他の野菜	1	1			1	韓国	【0.20,0.48(#)(¥)(高麗人参)(韓国)】
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05 0.05 0.05		申 申 申				推：0.048 (牛の筋肉参照) (牛の筋肉参照)
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4 0.4 0.4		申 申 申				推：0.389 (牛の脂肪参照) (牛の脂肪参照)
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2 0.2 0.2		申 申 申				推：0.158 (牛の肝臓参照) (牛の肝臓参照)
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2 0.2 0.2		申 申 申				推：0.122 (牛の腎臓参照) (牛の腎臓参照)
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2 0.2 0.2		申 申 申				(牛の肝臓参照) (牛の肝臓参照) (牛の肝臓参照)
乳	0.04		申				推：0.035
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.02 0.02		申 申				推：0.010 (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.07 0.07		申 申				推：0.060 (鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.03 0.03		申 申				推：0.022 (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.03 0.03		申 申				(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.03 0.03		申 申				(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.04 0.04		申 申				推：0.036 (鶏の卵参照)
魚介類	1	1					推：0.889

太枠：国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○：既に、国内において農薬登録のあるもの
申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#)：使用方法を逸脱して実施された試験成績
(¥)：最大値を基準値設定の根拠とする
推：推定される残留濃度であることを示す

答申（案）

チフルザミド

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	1
大豆	0.01
ばれいしょ	0.01
てんさい	0.01
その他の野菜[注1)]	1
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物[注2)] の筋肉	0.05 0.05 0.05
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4 0.4 0.4
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2 0.2 0.2
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2 0.2 0.2
牛の食用部分[注3)] 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2 0.2 0.2
乳	0.04
鶏の筋肉 その他の家きん[注4)] の筋肉	0.02 0.02
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.07 0.07
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.03 0.03
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.03 0.03
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.03 0.03
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.04 0.04
魚介類	1

注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
注2)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
注3)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
注4)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

（別紙3）

農薬名　ピカルブトラゾクス

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）	0.01	0.01	○			<0.01, <0.01
てんさい	0.01	0.01	○			<0.01, <0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.08	0.1	○			0.01～0.04(n=6)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15	10	○			2.19～5.85(n=6)
はくさい	2	2	○			0.03～0.79(n=6)
キャベツ	3	2	○			0.05～1.17(n=6)
ケール	15		申			(こまつな参照)
こまつな	15		申			1.36, 1.66, 6.48
きょうな	10		申			2.72, 3.36(¥)(みずな)
チンゲンサイ	15		申			(こまつな参照)
ブロッコリー	2	2	○			0.24, 0.74, 0.92
その他のあぶらな科野菜	15		申			(こまつな参照)
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30	15	○			4.68, 8.94(リーフレタス)、6.78, 7.93(サラダ菜)
たまねぎ	0.03	0.05	○			<0.01～0.02(n=6)
ねぎ（リーキを含む。）	3		申			0.20～1.47(n=6)
トマト	2	2	○			0.21～0.60(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	1		申			0.23, 0.29, 0.48
なす	0.5		申			0.05～0.22(n=6)
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.4	0.5	○			0.07～0.19(n=6)
すいか		0.1	○			
すいか（果皮を含む。）	0.4		○			0.06～0.24(n=6)
メロン類果実		0.05	○			
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5		○			0.04, 0.17, 0.18
ほうれんそう	30	15	○			5.78～8.91(n=6)
しょうが	2	2	○			0.12～1.08(n=5)
その他のハーブ	15	15	○			1.68～7.67(n=4)(みょうが)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○:既に、国内において農薬登録のあるもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

答申（案）

ピカルブトラゾクス

今回基準値を設定するピカルブトラゾクスとは、ピカルブトラゾクス及び代謝物B【*tert*-ブチル=(6-{[(*E*)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル}-2-ピリジル)カルバマート】の和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
てんさい	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根 だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 はくさい キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ ブロッコリー その他のあぶらな科野菜[注1)]	0.08 15 2 3 15 15 10 15 2 15
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30
たまねぎ ねぎ（リーキを含む。）	0.03 3
トマト ピーマン なす	2 1 0.5
きゅうり（ガーキンを含む。） すいか（果皮を含む。） メロン類果実（果皮を含む。）	0.4 0.4 0.5
ほうれんそう しょうが	30 2
その他のハーブ[注2)]	15

注1）「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
注2）「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

農薬名　ピリダリル

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
とうもろこし	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
そば	5	5	○			1.90,2.96(¥)
大豆	0.2	0.2	○			0.01,0.04(¥)
小豆類	0.2	0.2	○			(だいず参照)
えんどう	0.2	0.2	○			(だいず参照)
そら豆	0.2	0.2	○			(だいず参照)
その他の豆類	0.2	0.2	○			(だいず参照)
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1	○			<0.01,0.02(¥)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5	5	○			0.76,2.22(¥)
かぶ類の根	0.5	0.5	○			0.16,0.20(¥)
かぶ類の葉	15	15	○			9.25,9.74(¥)
はくさい	1	1	○			0.17,0.37(¥)
キャベツ	0.2	0.2	○			0.03,0.04(¥)
ケール	15	15	○			(チンゲンサイ参照)
こまつな	15	15	○			4.74,6.24(¥)
きょうな	25	25	○			6.63,15.4(¥)（みずな）
チンゲンサイ	15	15	○			2.83,8.02(¥)
カリフラワー	0.3	0.3	○			<0.01,0.06(¥)
ブロッコリー	2	2	○			0.50,0.60(¥)
その他のあぶらな科野菜	15	15	○			(チンゲンサイ参照)
ごぼう	0.05		申			<0.01,<0.01,<0.01 ※1)
しゅんぎく	25	25	○			13.8,18.0（¥）
レタス（サラダ菜及び立ちちしゃを含む。）	30	20	○			1.40～15.2(n=4)(リーフレタス)、1.12,11.2(立ちちしゃ)
その他のきく科野菜	15	5	○・申			5.80,6.81(¥)（すいぜんじな）
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
ねぎ（リーキを含む。）	5	5	○			1.16,1.76(¥)(葉ねぎ)
にら	30	20	○			3.98,4.16,14.2
アスパラガス	3	3	○			0.12,1.30(¥)
にんじん	0.3	0.3	○			0.01,0.10(¥)
セロリ	15	15	○			5.30,6.24(¥)
トマト	5	5	○			1.12,1.76(¥)（ミニトマト）
ピーマン	2	2	○			0.62,0.74(¥)
なす	1	1	○			0.36,0.36(¥)
その他のなす科野菜	5	5	○			1.79,2.14(¥)（甘長とうがらし）
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5	○			0.16,0.20(¥)
すいか		0.05	○			
すいか（果皮を含む。）	0.3		○			0.08,0.08,0.14
メロン類果実		0.05	○			
メロン類果実（果皮を含む。）	0.9		○			0.220,0.365,0.289
その他のうり科野菜	0.7	0.7	○・申			0.02,0.28(¥)(にがうり)
ほうれんそう	40	40	○			12.2,24.5(¥)
オクラ	3	3	○			0.28,1.28(¥)
しょうが	0.2	0.2	○			0.02,0.04(¥)
未成熟えんどう	5	5	○			1.42,2.46(¥)
未成熟いんげん	3	3	○			0.60,1.16(¥)
えだまめ	5	5	○			1.47,1.72(¥)
その他の野菜	5	5	○			(未成熟えんどう参照)
いちご	5	5	○			1.23,1.64(¥)

農薬名　　ピリダリル

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
その他のハーブ	30	30	○			16.4,21.0(¥)(しそ葉部)
魚介類	0.3	0.2	申			推：0.27

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○:既に、国内において農薬登録のあるもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(¥):最大値を基準値設定の根拠とする
推:推定される残留濃度であることを示す
※1)ごぼうの地上部の形状及び可食部(根部)、使用方法からアローアンスを考慮し、0.05 mg/kgを基準値として設定する。

答申（案）

ピリダリル

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.05
そば	5
大豆	0.2
小豆類[注1)]	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
その他の豆類[注2)]	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
かんしょ	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	15
はくさい	1
キャベツ	0.2
ケール	15
こまつな	15
きょうな	25
チンゲンサイ	15
カリフラワー	0.3
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜[注3)]	15
ごぼう	0.05
しゅんぎく	25
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30
その他のきく科野菜[注4)]	15
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	5
にら	30
アスパラガス	3
にんじん	0.3
セロリ	15
トマト	5
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜[注5)]	5

食品名	残留基準値 ppm
きゅうり（ガーキンを含む。） すいか（果皮を含む。） メロン類果実（果皮を含む。） その他のうり科野菜[注6)]	0.5 0.3 0.9 0.7
ほうれんそう オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	40 3 0.2 5 3 5
その他の野菜[注7)]	5
いちご	5
その他のハーブ[注8)]	30
魚介類	0.3

注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

農薬名　　ブプロフェジン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）	0.5	0.5	○				0.088, 0.158($)
小麦	2	0.3	○・申				0.06～0.75(n=6)注)
大麦	6		申				1.58, 1.60, 1.99注)
ライ麦	6		申				(大麦参照)
その他の穀類	6		申				(大麦参照)
大豆	0.02	0.02			0.02	ﾌﾞﾗｼﾞﾙ	【<0.01～<0.02(#)(n=8)(ブラジル)】
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	13	13					【0.03～4.56(#)(n=20)(結球レタス), 1.18～11.49(#)(n=9)(非結球レタス)(米国)】
その他のきく科野菜	3	3	○				0.517, 1.34($)（ふき）
ねぎ（リーキを含む。）	3	3	○				0.03, 0.09, 1.57($)
にら	1	1	○				0.03, 0.12, 0.48($)
その他のゆり科野菜	0.05		申				<0.01, <0.01（らっきょう）
トマト	1	1	○	1			
ピーマン	2	2		2			
なす	1	1	○				0.04～0.48(n=4)
その他のなす科野菜	10	10	○	10			
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1	○	0.7			0.35～0.75(n=6)
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7		0.7			
しろうり	0.7	0.7		0.7			
すいか		0.1	○				
すいか（果皮を含む。）	0.8		○	0.7			0.160, 0.196, 0.415注)
メロン類果実		0.05	○				
メロン類果実（果皮を含む。）	3		○	0.7			0.601, 0.604, 0.965注)
まくわうり		0.05					
まくわうり（果皮を含む。）	3			0.7			(メロン類果実参照)
その他のうり科野菜	0.7	0.7		0.7			
未成熟えんどう	0.02	0.02			0.02	米国	【<0.006～0.011(#)(n=7)(米国)】
みかん		0.3	○				
みかん（外果皮を含む。）	1		○	1			
なつみかんの果実全体	1	1	○	1			
レモン	3	3	○	1	2.5	米国	【0.393～1.796(n=17)(オレンジ)(米国)】
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2	○	1			0.36, 0.62($)
グレープフルーツ	3	3	○	1	2.5	米国	【米国オレンジ参照】
ライム	3	3	○	1	2.5	米国	【米国オレンジ参照】
その他のかんきつ類果実	3	3	○	1	2.5	米国	【米国オレンジ参照】
りんご	3	3	○	3			
日本なし	6	6	○	6			
西洋なし	6	6	○	6			
マルメロ	4	4					【0.057～0.933(n=12)(りんご)、0.36～3.17(n=8)(西洋なし)(米国)】
びわ		0.3	○				
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	3		○				0.42, 0.92, 0.96注)
もも		1	○				
もも（果皮及び種子を含む。）	6		○	9			0.35～3.24(n=5)注)
ネクタリン	9	9	○	9			
あんず（アプリコットを含む。）	0.7	0.7	○				0.19, 0.30
すもも（プルーンを含む。）	2	2	○	2			

農薬名　　ブプロフェジン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
うめ	5	5	○				1.91,2.47
おうとう（チェリーを含む。）	5	5	○	2			1.42,1.70
いちご	3	3		3			
ぶどう	1	1	○	1			
かき	1	1	○		1	豪州	【0.44,0.46(豪州)】
バナナ	0.3	0.3		0.3			
キウィー		0.5	○				
キウィー（果皮を含む。）	15		○				1.66～6.71(n=5)注)
パパイヤ	0.9	0.9			0.9	米国	【米国マンゴー参照】
アボカド	0.3	0.3		0.1	0.3	米国	【<0.02～0.20(#)(n=4)(米国)】
グアバ	0.3	0.3			0.3	米国	【米国アボカド参照】
マンゴー	0.9	0.9	○	0.1	0.9	米国	【0.50,0.63,0.65(米国)】
パッションフルーツ	2	2	○		2	豪州	【1.05,1.13(豪州)】
その他の果実	5	5	○	5			
綿実	0.4	0.4			0.35	米国	【0.043～0.126(#)(n=9)(米国)】
くり	0.05	0.05	○		0.05	米国	【<0.01(n=5)(ペカン)，<0.05(n=6)(アーモンド)(米国)】
ペカン	0.05	0.05			0.05	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
アーモンド	0.05	0.05		0.05			
くるみ	0.05	0.05	○		0.05	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.05	0.05			0.05	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	30	30	○	30			
コーヒー豆	0.4			0.4			
その他のスパイス	10	5	○・申	1			1.56,4.80(さんしょう果実)
その他のハーブ	3	3		1.5			(その他のきく科野菜参照)
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05			
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05			
牛の脂肪	0.1	0.1					推：0.055
豚の脂肪	0.1	0.1					(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1					(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.1	0.1		0.05			推：0.023
豚の肝臓	0.1	0.1		0.05			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.05			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05			
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05			
牛の食用部分	0.1	0.1		0.05			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.1	0.1		0.05			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1		0.05			(牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.02		0.01			推：0.005

農薬名　　ブプロフェジン

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
魚介類	0.2	0.2			⋮	推：0.18

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○:既に、国内において農薬登録のあるもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
($):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
推:推定される残留濃度であることを示す
注)OECDカリキュレーターを用いて基準値を算出した。

答申（案）

ブプロフェジン

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.5
小麦 大麦 ライ麦 その他の穀類[注1)]	2 6 6 6
大豆	0.02
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。） その他のきく科野菜[注2)]	13 3
ねぎ（リーキを含む。） にら その他のゆり科野菜[注3)]	3 1 0.05
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜[注4)]	1 2 1 10
きゅうり（ガーキンを含む。） かぼちゃ（スカッシュを含む。） しろうり すいか（果皮を含む。） メロン類果実（果皮を含む。） まくわうり（果皮を含む。） その他のうり科野菜[注5)]	1 0.7 0.7 0.8 3 3 0.7
未成熟えんどう	0.02
みかん（外果皮を含む。） なつみかんの果実全体 レモン オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実[注6)]	1 1 3 2 3 3 3
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	3 6 6 4 3
もも（果皮及び種子を含む。） ネクタリン あんず（アプリコットを含む。） すもも（プルーンを含む。）	6 9 0.7 2

食品名	残留基準値 ppm
うめ おうとう（チェリーを含む。）	5 5
いちご	3
ぶどう かき	1 1
バナナ キウィー（果皮を含む。） パパイヤ アボカド グアバ マンゴー パッションフルーツ	0.3 15 0.9 0.3 0.3 0.9 2
その他の果実[注7)]	5
綿実	0.4
くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類[注8)]	0.05 0.05 0.05 0.05 0.05
茶 コーヒー豆	30 0.4
その他のスパイス[注9)]	10
その他のハーブ[注10)]	3
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物[注11)] の筋肉	0.05 0.05 0.05
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1 0.1 0.1
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.1 0.1
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05 0.05 0.05
牛の食用部分[注12)] 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1 0.1 0.1
乳	0.02
魚介類	0.2

注1）「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
注2）「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
注3）「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
注4）「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
注5）「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
注6）「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
注7）「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
注8）「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
注9）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
注10）「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
注11）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
注12）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

農薬名　プロチオコナゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
小麦	0.4	0.4		0.1	0.35	米国	【<0.02～0.05(#)(n=33)(米国)】
大麦	0.4	0.4		0.2	0.35	米国	【<0.02～0.15(n=25)(米国)】
ライ麦	0.4	0.4		0.06	0.35	米国	【米国小麦、とうもろこし参照】
とうもろこし	0.4	0.4		0.1	0.35	米国	【<0.02～0.07(n=20)(米国)】
そば	0.4	0.4			0.35	米国	【米国小麦、とうもろこし参照】
その他の穀類	0.4	0.4		0.06	0.35	米国	【米国小麦、とうもろこし参照】
大豆	0.2	0.2		0.2	0.15	米国	【<0.05～0.12(n=21)(米国)】
小豆類	1	1		1			
えんどう	1	1		1			
そら豆	1	1		1			
らっかせい	0.02	0.02		0.02			
その他の豆類	1	1		1			
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02	0.02	EU	【<0.02(n=8)(EU)】
てんさい	0.3	0.3		0.3			
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3		0.2	0.30	米国	【<0.04～0.07(n=8)(米国)】
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3		0.2	0.30	米国	【<0.04～0.06(#)(n=8)(サマースカッシュ)(米国)】
しろうり	0.3	0.3		0.2	0.30	米国	【<0.04～0.17(n=8)(きゅうり、かぼちゃ、マスクメロン)(米国)】
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2			0.2			
まくわうり（果皮を含む。）	0.2			0.2			
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.2	0.30	米国	【米国きゅうり、かぼちゃ、マスクメロン参照】
ブルーベリー	2	2		1.7	2.0	米国	【0.17～1.0(#)(n=11)(米国)】
クランベリー	0.2	0.2		0.17	0.20	米国	【<0.04～0.09(n=6)(米国)】
ハックルベリー	2	2		1.7	2.0	米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	2	2		1.7	2.0	米国	【米国ブルーベリー参照】
綿実	0.4		IT	0.3	0.4	米国	【<0.040～0.256(n=12)(米国)】
なたね	0.2	0.2		0.1	0.15	米国	【<0.02～0.09(n=22)(米国)】
その他のスパイス	2			1.7			
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01			
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01			
牛の脂肪	0.02	0.05		0.02			
豚の脂肪	0.02	0.05		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.05		0.02			
牛の肝臓	0.3	0.6		0.3			
豚の肝臓	0.3	0.6		0.3			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.6		0.3			
牛の腎臓	0.3	0.6		0.3			
豚の腎臓	0.3	0.6		0.3			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.6		0.3			
牛の食用部分	0.3	0.6		0.3			
豚の食用部分	0.3	0.6		0.3			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.6		0.3			
乳	0.004	0.004		0.004			

農薬名　プロチオコナゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.1			0.1		
その他の家きんの肝臓	0.1			0.1		
鶏の腎臓	0.1			0.1		
その他の家きんの腎臓	0.1			0.1		
鶏の食用部分	0.1			0.1		
その他の家きんの食用部分	0.1			0.1		
鶏の卵	0.006			0.006		
その他の家きんの卵	0.006			0.006		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
国際基準は代謝物M17の濃度として設定されているため、プロチオコナゾールに換算した値を示した（換算係数：1.10）。

答申（案）

プロチオコナゾール

今回基準値を設定するプロチオコナゾールとは、代謝物M17【2-(1-クロロシクロプロピル)-1-(2-クロロフェニル)-3-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-プロパノール】をプロチオコナゾールに換算したものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.4
大麦	0.4
ライ麦	0.4
とうもろこし	0.4
そば	0.4
その他の穀類[注1)]	0.4
大豆	0.2
小豆類[注2)]	1
えんどう	1
そら豆	1
らっかせい	0.02
その他の豆類[注3)]	1
ばれいしょ	0.02
てんさい	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
まくわうり（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜[注4)]	0.3
ブルーベリー	2
クランベリー	0.2
ハックルベリー	2
その他のベリー類果実[注5)]	2
綿実	0.4
なたね	0.2
その他のスパイス[注6)]	2
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注7)]の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分[注8)]	0.3
豚の食用部分	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3
乳	0.004

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉 その他の家きん[注9)] の筋肉	0.01 0.01
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.1 0.1
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.1 0.1
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.1 0.1
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.006 0.006

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
注2)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
注5)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
注7)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
注8)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
注9)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

（別紙7）

農薬名　ベンチアバリカルブイソプロピル

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
大豆	0.05	0.05	○				<0.01,<0.01(¥)(#)
ばれいしょ	0.01	0.02	○				<0.005～0.007(n=6)
はくさい	2	2	○				0.026,0.595(¥)
キャベツ	0.05	0.05	○				<0.01,<0.01(¥)(#)
ブロッコリー	1	1	○				0.29,0.38(¥)
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15		申				1.66,5.00（リーフレタス） 3.28,4.40(サラダ菜)
たまねぎ	0.02	0.02	○				<0.005,<0.005(¥)
ねぎ（リーキを含む。）	0.7	0.7	○				0.16,0.21(¥)(#)
アスパラガス	0.3	0.3	○				0.05,0.08(¥)
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○				<0.01,<0.01(¥)(らっきょう)
トマト	2	2	○				0.50,0.71(¥)(ミニトマト)
なす	2	2	○				0.24,0.72(¥)(#)
その他のなす科野菜	2	2			2.0	韓国	【0.32,0.34,0.42(¥)(#) (とうがらし(韓国))】
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5	○				0.075,0.149(¥)
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3	○				0.04,0.06(¥)
すいか	0.05	0.05	○				<0.01,<0.01(¥)
メロン類果実		0.05	○				
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6		○				0.15,0.17,0.27
みかん		0.1	○				
みかん（外果皮を含む。）	1		○				0.26～0.43（n=4）
なつみかんの果実全体	1	1	○				0.08,0.37(¥)
レモン	1	1	○				(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1	○				(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1	1	○				(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	1	○				(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○				(なつみかんの果実全体参照)
いちご	2	2	○				0.24,0.56(¥)
ぶどう	2	2	○				0.774,0.840(¥)
その他の果実	1	1	○				0.31,0.34(¥)(いちじく)
その他のスパイス	5	5	○				1.83,2.10(¥) (温州みかん(果皮))

太枠：国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○：既に、国内において農薬登録のあるもの
申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#)：使用方法を逸脱して実施された試験成績
(¥)：最大値を基準値設定の根拠とする

答申（案）

ベンチアバリカルブイソプロピル

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.05
ばれいしょ	0.01
はくさい キャベツ ブロッコリー	2 0.05 1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15
たまねぎ ねぎ（リーキを含む。） アスパラガス その他のゆり科野菜注1)	0.02 0.7 0.3 0.05
トマト なす その他のなす科野菜注2)	2 2 2
きゅうり（ガーキンを含む。） かぼちゃ（スカッシュを含む。） すいか メロン類果実（果皮を含む。）	0.5 0.3 0.05 0.6
みかん（外果皮を含む。） なつみかんの果実全体 レモン オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実注3)	1 1 1 1 1 1 1
いちご	2
ぶどう	2
その他の果実注4)	1
その他のスパイス注5)	5

注1)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。